

業務規程施行規則（ビットアルゴ取引所東京）

目次

- [第1条（目的）](#)
- [第2条（同時呼値の順位）](#)
- [第3条（制限値幅）](#)
- [第4条（基準値段）](#)
- [第5条（制限値幅の変更措置）](#)
- [第6条（呼値の効力）](#)
- [第7条（呼値の方法等）](#)
- [第8条（成行呼値等の禁止）](#)

第1条 (目的)

この規則は、業務規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

第2条 (同時呼値の順位)

規程第8条第2項第2号に規定する同一値段の呼値の先後は、当取引所の売買システムに記録された順とする。

第3条 (制限値幅)

業務規程第11条第3項の規定に基づく呼値の値幅（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段に2を乗じた金額を上限、2分の1を乗じた金額を下限とした範囲とする。ただし、2分の1を乗じた金額が1円に満たない場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

第4条 (基準値段)

前条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、前日の取引の最終値段とし、前日に約定値段がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないと認める場合は、当取引所がその都度定める。

第5条 (制限値幅の変更措置)

当取引所は、売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の商品について呼値の制限値幅を変更することができる。

第6条 (呼値の効力)

呼値は、執行されるもしくは市場に参加する者が取り消しを行うまで効力を維持することとなる。ただし、成行呼値の残執行分については、即時に失効するものとする。また、業務規程第5条の規定により、売買の停止が行われた場合の呼値は原則として効力を有するが、取引所が市場の状況を勘案し、その扱いを都度定めることができるものとする。

第7条 (呼値の方法等)

業務規程第9条第2項に規定する売買における次の各号に掲げる呼値は、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

(2) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の売呼値は、当該呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

第8条 (成行呼値等の禁止)

当取引所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値等を禁止することができる。

付 則

2017年6月29日制定

2017年6月29日施行